

## 高知県燃料電池自動車導入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、電気代及びガソリン価格の高騰による構造転換や脱炭素化、グリーン化等に取り組む県内事業者が将来を見据えた設備投資を促すために、燃料電池自動車を導入する経費に対して、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県燃料電池自動車導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「F C V」とは、搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であつて、当該自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車検査証をいう。）に燃料が圧縮水素であることが明記されているものをいう。
- (2) 「C E V補助金（車両）」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行うF C Vの導入に要した経費の一部を助成する補助金をいう。
- (3) 「商用車等の電動化促進事業」とは、公益財団法人日本自動車輸送技術協会が行うF C Vの導入に要した経費の一部を助成する事業をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に本社又は事業所を有する、別表第1に定めるみなし大企業を除く中小企業（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に定める者をいう。）及び個人事業主（開業届を提出し確定申告を行っている者をいう。）のうち、F C Vを導入するものをいう。

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、県税の滞納がないことを証する書類等関係書類又は県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について、関係課に照会することに対する同意書等及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (補助の条件)

第7条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。

(3) C E V補助金（車両）又は商用車等の電動化促進事業を申請し、交付額の確定通知書を受領すること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第14条第1項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理すること。

(7) 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(9) 補助事業者は、知事が定める「こうちグリーンアクション企業」に認定される。知事は、必要であると認めたときは、補助事業者を高知県「こうちグリーンアクション企業」としての広報活動等への協力を求めることができるものとし、補助事業者はその求めに応じなければならない。

#### (補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、導入台数の変更等補助事業の内容に重要な変更がある場合は、別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業中止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定により事業変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により事業中止承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第5号様式による補助事業の事業変更等承認（不承認）通知書により当該事業者へ通知するものとする。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月11日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者へ別記第7号様式による確定通知書により通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第12条 知事は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- （1）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （2）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- （3）前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第13条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合でも、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限等）

第14条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、リース契約を解約し、又は担保に供する場合は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、リース契約を解約し、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付

した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第2項、第7条及び第12条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| みなし大企業 | <p>本事業における「みなし大企業」とは、次の（1）～（3）のいずれかに該当する資本金 10 億円未満の法人をいう。</p> <p>（1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している法人</p> <p>（2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している法人</p> <p>（3）資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人</p> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第 2（第 4 条関係）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業 | <p>初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける F C V を導入する事業のうち、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>（1）購入又はリース契約により F C V を導入すること。<br/> ※リース契約で導入する場合、車両の使用者が当該補助金の申請を行うこととし、契約期間は耐用年数以上とすること。<br/> （耐用年数は、一般用は 4 年、運送事業用・貸自動車業等は 3 年とする。）</p> <p>（2）下記①～③のいずれかの用途で F C V を利用するものであること。ただし、知事が認める場合はこの限りではない。<br/> ①自社での使用を目的とするもの<br/> ②商用車（タクシー、ハイヤー）<br/> ③レンタカー</p> <p>（3）使用者の住所及び使用の本拠の位置が高知県内であること。</p> <p>（4）導入する F C V の保管場所が高知県内であること。</p> <p>（5）C E V 補助金（車両）又は商用車等の電動化促進事業を活用すること。</p> |
| 補助対象経費 | <p>A：車体本体の購入価格（税抜）から B：国等の補助金を受ける場合の金額を差し引いた額（補助対象経費＝A－B）<br/> ※車両本体の購入価格は、値引後の金額とする。<br/> ※リース契約で導入する場合は、契約書類における「車体の本体価格（税抜）」を A とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 補助金の額  | <p>100 万円以内（1 台当たり）<br/> ※補助対象経費が 100 万円未満の場合はその額を限度とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

別表第3（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。